真愛たきやまデイサービス
地域密着型通所介護・介護予防通所サービス　運営規程

（事業の目的）

第１条　この運営規程は、社会福祉法人イエス団が運営する真愛たきやまデイサービス（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業及び介護予防通所サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「従業者」という。）が要介護状態（介護予防通常規模型通所サービスにあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適切な地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条　（１）老人福祉法の理念を尊重し、介護保険法を守ります。
（２）施設を利用者の生活の場とし、介護にあたっては、利用者の主体性を大切にします。
（３）地域の高齢者の為の専門的社会資源であることを自覚し、地域福祉を支えます。

（事業所の名称等）

第３条　（１）名称　：真愛たきやまデイサービス
（２）所在地：神戸市兵庫区滝山町５１１番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条

	通所介護	備　考
管理者	常勤　１名 （生活相談員兼務）	職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	常勤　１名 （管理者兼務） 非常勤１名 （介護職員兼務）	利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施を行う。
看護職員	非常勤２名 （2名機能訓練指導員兼務）	健康管理、健康指導を行うほか、居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく看護を行う。
介護職員	常勤　１名 非常勤３名 （非・内１名生活相談員兼務）	利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく介護を行う。
機能訓練指導員	非常勤２名 （2名看護職兼務）	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条

介護サービスの営業日及び営業時間は次の通りとする。

（１）営業日　　月曜日から土曜日までとする。（祝日含む）
＊ただし、１月１日から１月３日までを除く

（２）営業時間
午前９時から午後５時３０分までとする。

（３）サービス提供時間　午前９：３０から午後４：４５とする。
＊介護予防通所サービスについては、午前１０：００から午後４時までとする。

（事業の利用定員）
第６条　　地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスの利用定員は次のとおりとする。
　　１単位　１５名

（事業の内容）
第７条　　地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスの内容は次のとおりとする。
　　①入浴サービス
　　②給食サービス
　　③生活指導（相談・援助等）、レクリエーション
　　④日常動作訓練
　　⑤健康チェック
　　⑥口腔機能向上
　　⑦送迎
　　⑧時間延長体制

（事業計画）
第８条　　地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した地域密着型通所介護計画を個別に作成する。
２　通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
３　通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
４　通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付する。
５　通所介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

（事業の利用料）
第９条　事業所が提供する地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスの利用料は、介護報酬告示上の額または神戸市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬告示上の額または神戸市が定める額によるものとする。
２　次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
①介護サービスに通常要する時間を超える地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスであって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の介護サービスに係る通所介護及び介護予防通所サービスの基準、またはサービス費用基準を越える費用。
②食事代　：重要事項説明書に記載の通り
③おむつ代　：実費
④その他　：上記の他、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となる場合がある。
３　前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

（通常の事業の実施地域）
第１０条　通常の事業実施地域は、神戸市兵庫区、長田区、中央区とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）
第１１条　利用者は、地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスの提供を受ける際に、次の

事項について留意するものとする。

（１）入浴サービスを利用する際の留意事項

利用に当たっては利用当日の体調に留意し、場合によっては相談員・看護職員と協議の上、入浴の有無を決定する。

（２）機能訓練室を利用する際の留意事項

利用に当たっては体調に留意し、機能訓練指導員他の指示に従うものとする。

（３）送迎サービスを利用する際の留意事項

利用に当たっては送迎担当職員の指示に従い、送迎時間・場所等に関しては相談の上決定する。

（緊急時等における対応方法）

第１２条

（１）地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスを実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

（２）利用者に対する地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

また、事業者及び当施設の職員が予測・想定しえない事故、天変地異による事故等により生じた損害については、事業者の損害賠償責任が減免されることがあります。

（非常災害対策）

第１３条　非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者、または火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

（個人情報の取り扱い）

第１４条　個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報保護規程」に従って対処するものとする。

（苦情処理）

第１５条

苦情処理については別に定める「苦情解決の仕組みに関する規程」に従って対処するものとする。

（秘密の保持）

第１６条　従業者は、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持する。

２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（虐待防止対策）

第１７条　施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次にあげる措置を講じるものとする。

1　施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底させる。

2　介護職員その他の従業者に対する虐待防止のための研修を定期的（年2回以上）に行う。

3　虐待の防止のための指針を整備する。

4　上記の措置を適切に実施するための担当者をおく。

5　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束の適正化）

第１８条

身体的拘束の適正化について情報共有し、今後の身体的拘束防止につなげる。

身体的拘束廃止について認識の共有・統一を図り、リスクのある事例等について協議するなどし、サービスの質の向上を目指す。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催し、従業者に周知徹底を図る。

（２）従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を新規職員への採用時及び定期的（年２回以上）に実施する

（その他の運営に関する留意事項）

第１９条

（１）事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

①採用時研修　　採用後１ヶ月以内

②継続研修　　年２回

（２）事業所は、地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスに関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

（３）この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は神戸高齢者総合ケアセンター真愛の管理者と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附則）

この規程は２０１５年　７月１日から施行する。

２０１６年　６月１日から改定する。

２０１７年　４月１日から改定する。

２０１８年　４月１日から改定する。

２０２４年　４月１日から改定する。

２０２５年　７月１日から改定する。